

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

No	明細	WT⑧検討用			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	
1		共通		帳票タイトル	●					
2		共通		対象年度	●					
3		共通		発行年月日	●					
4		共通		通知書番号	●					
5		共通		特別区名又は行政区名		●		指定都市要件	政令指定都市の標準仕様書において、「実装すべき項目」として整理いたします。	
6		共通		発行者(地方団体の長等)	●					
7		共通		電子公印	●					
8		共通		カスタマーバーコード	●					
9		共通		通知書本文	●					
10		共通		問い合わせ先	●					
11		共通		教示文	●					
12		共通		納付方法についての説明文		●				
13		共通		ページ	●					
14		納税義務者情報		住所又は所在地	●		No.14又はNo.16のどちらかが印字されるもの。			
15		納税義務者情報		氏名又は名称	●		No.15又はNo.17のどちらかが印字されるもの、●●様(納税義務者)分といった記載もここに含まれる。			

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・結合先の項目等 ／ 事務局意見	
16		納税義務者情報	納税通知書等送付先情報	住所又は所在地	●		No.14又はNo.16のどちらかが印字されるもの。			
17		納税義務者情報	納税通知書等送付先情報	氏名又は名称	●		No.15又はNo.17のどちらかが印字されるもの。●●様(納税義務者)分といった記載もここに含まれる。			
追加検討①		納税義務者情報		納税義務者番号		●		必須	[全団体] 納税義務者の情報について検索する等の事務が想定されるため、本項目「納税義務者番号」を「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●
18		共通		更正事由	●					
19		資産計 共通	固定資産税及び都市計画税	更正月		●		備考欄に印字	[全団体] 本帳票については、価格等の修正があった場合には、遅滞なく納税義務者に通知しなければならないとされており、さらに、項目No.3「発行年月日」が「実装すべき項目」として要件化されているため、本帳票を受け取った納税義務者は、おおよその更正の時期がわかります。したがって、本項目については、必ず必要な項目ではないと考えられるため、「備考欄に印字する項目」といたしますが、よろしいでしょうか。  WT検討の結果、「備考欄に印字する項目」とすることとなった場合は、「(共通)備考」を「実装すべき項目」として追加し、そこに印字する整理いたします。	●
20		共通	共有情報	共有代表者氏名又は名称		●		削除	共有されている物件については、共有代表者の情報は項目No.14～16の「納税義務者情報」に印字されることと整理いたします。 なお、共有代表者以外の共有者の情報の印字方法(備考欄に印字するか「外○名」のような記載として共有代表者情報と同じ欄に印字するか)については、各ベンダのパッケージにおける実装に委ねる想定です。	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用										
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	実装してもしなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	
21		共通	共有情報	共有者氏名又は名称		●		削除	共有されている物件については、共有代表者の情報は項目No.14～16の「納税義務者情報」に印字されることと整理いたします。 なお、共有代表者以外の共有者の情報の印字方法(備考欄に印字するか「外○名」のような記載として共有代表者情報と同じ欄に印字するか)については、各ベンダのパッケージにおける実装に委ねる想定です。	●
追加検討②	●	土地	現況情報	物件番号				必須	[全団体] 団体から、「物件番号(資産ごとの固有の番号)」を印字することで、問い合わせ等の際に、システム上の検索が円滑に行うことができる等のメリットがあるという意見がきております。 課税説明上でのメリットがあると考えられるため、本項目を「実装すべき項目」として追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●
22	●	土地	現況情報	更正前の所在地		●		必須	[全団体] 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
23	●	土地	現況情報	更正後の所在地		●		必須	[全団体] 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT®検討用										
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	
24	●	土地	現況情報	更正前の地目		●		必須	<p>【全団体】                      全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。                      本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知照する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
25	●	土地	現況情報	更正後の地目		●		必須	<p>【全団体】                      全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。                      本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知照する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
26	●	土地	現況情報	更正前の地積 (㎡)		●		必須	<p>【全団体】                      全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。                      本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知照する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用								実装しなくても良い項目の仕分け		
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
27	●	土地	現況情報	更正後の地積 (㎡)		●		必須	<p>【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
28	●	土地		更正前の評価額		●		必須	<p>【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
29	●	土地		更正後の評価額		●		必須	<p>【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
追加検討③	●	土地		更正前の前年度課税標準額／更正前の比準課税標準額		●		必須	<p>【全団体】 地目の変換等により、更正前の地目における前年度課税標準額が、更正後には比準課税標準額となるケースが考えられます。 その場合、更正後の税額計算に必要な項目であると考えられるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用								実装しなくても良い項目の仕分け		
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
追加検討④	●	土地		更正後の前年度課税標準額／更正後の比準課税標準額		●		必須	【全団体】 地目の変換等により、更正前の地目における前年度課税標準額が、更正後には比準課税標準額となるケースが考えられます。 その場合、更正後の税額計算に必要な項目であると考えられるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
30	●	土地	固定資産税	更正前の課税標準額		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を通知する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
31	●	土地	固定資産税	更正後の課税標準額		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を通知する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
追加検討⑤	●	土地		更正前の区分所有の敷地権割合に係る相当課税標準額		●		削除	【全団体】 本項目について、貴団体の意見を以下から選択してください。 ①「実装すべき項目」にする。 ②「備考欄に印字する項目」にする。 ③削除とする。	●
追加検討⑥	●	土地		更正後の区分所有の敷地権割合に係る相当課税標準額		●		削除	【全団体】 本項目について、貴団体の意見を以下から選択してください。 ①「実装すべき項目」にする。 ②「備考欄に印字する項目」にする。 ③削除とする。	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規④
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用								実装しなくても良い項目の仕分け		
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
追加検討⑦	●	土地	固定資産税	更正前の課税標準の特例措置による軽減額		●		必須	<p>【全印体】</p> <p>現行では、帳票No.62「更正価格決定通知書」は「更正前後の評価額を記載する帳票」として、必要に応じて「更正前後の課税標準額」に関する情報を印字することとしておりましたが、更正処理を行う上で、多くの場合、評価額が更正されれば、課税標準額・賦課額も更正されることが考えられます。</p> <p>したがって、帳票No.62「更正価格決定通知書」に帳票No.63「更正賦課決定通知書」の印字項目を含めて定義することし(＝評価額のみでなく、課税標準額や賦課額の更正についても記載する。)、帳票No.62「更正価格決定通知書」のうち「更正前後の課税標準額」に関する情報をすべて「実装すべき項目」とする方針ですが、よろしいでしょうか。</p>	●
追加検討⑧	●	土地	固定資産税	更正後の課税標準の特例措置による軽減額		●		必須	<p>【全印体】</p> <p>現行では、帳票No.62「更正価格決定通知書」は「更正前後の評価額を記載する帳票」として、必要に応じて「更正前後の課税標準額」に関する情報を印字することとしておりましたが、更正処理を行う上で、多くの場合、評価額が更正されれば、課税標準額・賦課額も更正されることが考えられます。</p> <p>したがって、帳票No.62「更正価格決定通知書」に帳票No.63「更正賦課決定通知書」の印字項目を含めて定義することし(＝評価額のみでなく、課税標準額や賦課額の更正についても記載する。)、帳票No.62「更正価格決定通知書」のうち「更正前後の課税標準額」に関する情報をすべて「実装すべき項目」とする方針ですが、よろしいでしょうか。</p>	●
追加検討⑨	●	土地	都市計画税	更正前の課税標準の特例措置による軽減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●
追加検討⑩	●	土地	都市計画税	更正後の課税標準の特例措置による軽減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	●
追加(1)	●	土地		備考	●			必須	本帳票において、「備考欄に印字する項目」とする項目の印字欄を確保するため、「(土地における資産ごとの)備考」を「実装すべき項目」として追加いたします。	●
32	●	土地	都市計画税	更正前の課税標準額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において取扱いは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用								実装しなくても良い項目の仕分け		
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
33	●	土地	都市計画税	更正後の課税標準額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において取扱いは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
追加検討①	●	家屋	現況情報	物件番号				必須	【全団体】 団体から、「物件番号(資産ごとの固有の番号)」を印字することで、問い合わせ等の際に、システム上の検索が円滑に行うことができる等のメリットがあるという意見がきております。 課税説明上でのメリットがあると考えられるため、本項目を「実装すべき項目」として追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●
34	●	家屋	現況情報	更正前の所在地		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知照する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
35	●	家屋	現況情報	更正後の所在地		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知照する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
追加(2)	●	家屋	登記情報	家屋番号	●			必須	【全団体】 更正価格決定通知書では、「実装すべき項目」として要件化していたため、本帳票においても「家屋番号」を「実装すべき項目」として要件化いたします。	
36	●	家屋	現況情報	更正前の用途		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知照する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●



04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT®検討用										
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	対応方針	実装してもしなくても良い項目の仕分け 理由・総合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
37	●	家屋	現況情報	更正後の用途		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
38	●	家屋	現況情報	更正前の構造区分		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
39	●	家屋	現況情報	更正後の構造区分		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
40	●	家屋	現況情報	更正前の床面積 (m)		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
41	●	家屋	現況情報	更正後の床面積 (m)		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいという目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	
42	●	家屋		更正前の主棟と附属棟の別		●	「主棟」「附属棟」等と印字する方法のほか、「1-1」「1-2」等番号で印字する方法も可能	備考欄に印字	【全団体】 団体からは、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいておりますが、更正前後で「主棟と附属棟の別」が変更される事例は少ないと考えられるため、「備考欄に印字する項目」といたしますが、よろしいでしょうか。 なお、備考欄に印字する際は、項目「(家屋における資産ごとの) 備考」を追加し、そこに印字する方針といたします。	●
43	●	家屋		更正後の主棟と附属棟の別		●	「主棟」「附属棟」等と印字する方法のほか、「1-1」「1-2」等番号で印字する方法も可能	備考欄に印字	【全団体】 団体からは、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいておりますが、更正前後で「主棟と附属棟の別」が変更される事例は少ないと考えられるため、「備考欄に印字する項目」といたしますが、よろしいでしょうか。 なお、備考欄に印字する際は、項目「(家屋における資産ごとの) 備考」を追加し、そこに印字する方針といたします。	●
44	●	家屋		更正前の評価額		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を通知する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
45	●	家屋		更正後の評価額		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を通知する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●
46	●	家屋	固定資産税	更正前の課税標準額		●		必須	【全団体】 全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。 本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を通知する目的の帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規④
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用								実装しなくても良い項目の仕分け		
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
47	●	家屋	固定資産税	更正後の課税標準額		●		必須	<p>【全団体】                      全国意見照会において、更正前後の資産ごとの情報については、「更正前後の○○」としてすべて印字すべきとの意見をいただいております。                      本帳票は、更正処理の対象となった者への賦課額の変更とともに、その者が所有する資産のうち更正対象となった資産の更正前後の情報を知りたいの帳票であるため、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
追加検討⑬	●	家屋		更正前の区分所有の持分に係る相当課税標準額		●		必須	<p>【全団体】                      区分所有に係る資産において、納税義務者が求める情報は、あくまで自分の区分所有持分に係る部分の評価額等の情報であるため、本項目については「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
追加検討⑭	●	家屋		更正後の区分所有の持分に係る相当課税標準額		●		必須	<p>【全団体】                      区分所有に係る資産において、納税義務者が求める情報は、あくまで自分の区分所有持分に係る部分の評価額等の情報であるため、本項目については「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。</p>	●
追加検討⑮	●	家屋	固定資産税	更正前の課税標準の特例措置による軽減額		●		必須	<p>【全団体】                      現行では、帳票No.62「更正価格決定通知書」は「更正前後の評価額を記載する帳票」として、必要に応じて「更正前後の課税標準額」に関する情報を印字することとしておりましたが、更正処理を行う上で、多くの場合、評価額が更正されれば、課税標準額・賦課額も更正されることが考えられます。                      したがって、帳票No.62「更正価格決定通知書」に帳票No.63「更正賦課決定通知書」の印字項目を含めて定義すること（＝評価額のみでなく、課税標準額や賦課額の更正についても記載する。）、帳票No.62「更正価格決定通知書」のうち「更正前後の課税標準額」に関する情報をすべて「実装すべき項目」とする方針ですが、よろしいでしょうか。</p>	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用										
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
48	●	家屋	固定資産税	更正後の課税標準の特例措置による軽減額		●		必須	<p>【全印体】                      現行では、帳票No.62「更正価格決定通知書」は「更正前後の評価額を記載する帳票」として、必要に応じて「更正前後の課税標準額」に関する情報を印字することとしておりましたが、更正処理を行う上で、多くの場合、評価額が更正されれば、課税標準額・賦課額も更正されることが考えられます。                      したがって、帳票No.62「更正価格決定通知書」に帳票No.63「更正賦課決定通知書」の印字項目を含めて定義することし(＝評価額のみでなく、課税標準額や賦課額の更正についても記載する。)、帳票No.62「更正価格決定通知書」のうち「更正前後の課税標準額」に関する情報をすべて「実装すべき項目」とする方針ですが、よろしいでしょうか。</p>	●
49	●	家屋	都市計画税	更正前の課税標準の特例措置による軽減額		●		帳票を分ける	<p>都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。                      なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。</p>	
50	●	家屋	都市計画税	更正後の課税標準の特例措置による軽減額		●		帳票を分ける	<p>都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。                      なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。</p>	
追加(3)	●	家屋		備考	●			必須	<p>本帳票において、「備考欄に印字する項目」とする項目の印字欄を確保する必要があるため、「(家屋における資産ごとの)備考」を「実装すべき項目」として追加いたします。</p>	
51	●	家屋	都市計画税	更正前の課税標準額		●		帳票を分ける	<p>都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。                      なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。</p>	
52	●	家屋	都市計画税	更正後の課税標準額		●		帳票を分ける	<p>都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。                      なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。</p>	
53		土地	固定資産税	更正前の課税標準額の総額	●					
54		土地	固定資産税	更正後の課税標準額の総額	●					
55		土地	固定資産税	課税標準額の総額の更正前後の増減額	●					
56		家屋	固定資産税	更正前の課税標準額の総額	●					
57		家屋	固定資産税	更正後の課税標準額の総額	●					
58		家屋	固定資産税	課税標準額の総額の更正前後の増減額	●					
59		償却資産	固定資産税	更正前の課税標準額	●					
60		償却資産	固定資産税	更正後の課税標準額	●					

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装してもなくても良い項目	備考	実装してもなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	
61		償却資産	固定資産税	課税標準額の総額の更正前後の増減額	●					
62		資産計	固定資産税	更正前の課税標準額の総額	●					
63		資産計	固定資産税	更正後の課税標準額の総額	●					
64		資産計	固定資産税	課税標準額の総額の更正前後の増減額	●					
65		家屋	固定資産税	更正前の税額の減額措置による軽減税額	●					
66		家屋	固定資産税	更正後の税額の減額措置による軽減税額	●					
67		家屋	固定資産税	税額の減額措置による軽減税額の更正前後の増減額	●					
68		資産計	固定資産税	更正前の税額の減額措置による軽減税額	●					
69		資産計	固定資産税	更正後の税額の減額措置による軽減税額	●					
70		資産計	固定資産税	税額の減額措置による軽減税額の更正前後の増減額	●					
71		資産計	固定資産税	更正前の減免税額	●					
72		資産計	固定資産税	更正後の減免税額	●					
73		資産計	固定資産税	減免税額の更正前後の増減額	●					
74		資産計	固定資産税	更正前の年税額	●					
75		資産計	固定資産税	更正後の年税額	●					
追加(4)		資産計	固定資産税	年税額の更正前後の増減額	●			必須	【全団体】 「更正前の年税額」と「更正後の年税額」の増減額が要件化されていませんでしたので、追加いたします。	
追加(5)		資産計	固定資産税	更正前の各期税額	●			必須	【全団体】 「更正前の年税額」を要件化していますが、「各期税額」を要件化していないため、要件化いたします。	
追加(6)		資産計	固定資産税	更正後の各期税額	●			必須	【全団体】 「更正後の年税額」を要件化していますが、「各期税額」を要件化していないため、要件化いたします。	
追加(7)		資産計	固定資産税	各期税額の更正前後の増減額	●			必須	【全団体】 「年税額の更正前後の増減額」を要件化していますが、「各期税額の増減額」を要件化していないため、要件化いたします。	
追加検討⑤		資産計	固定資産税	各期収納済額	●		「(固定資産税の)各期収納済額」又は「(固定資産税及び都市計画税の)各期収納済額」のどちらかが印字されるもの。	必須	【全団体】 更正処理の内容を納税者に通知する際には、既に一部の税額を納付していることが考えられるため、本項目を印字する納税者にとってのメリットが大きいと考えられます。 したがって、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたします。	●

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象
		大分類	中分類	小分類				対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	
追加検討⑤		資産計	固定資産税	各期差引税額	●		「(固定資産税の)各期差引税額」又は「(固定資産税及び都市計画税の)各期差引税額」のどちらかが印字されるもの。	必須	【全団体】 更正処理の内容を納税者に通知する際には、既に一部の税額を納付していることが考えられるため、本項目を印字する納税者にとってのメリットが大きいと考えられます。 したがって、本項目を「実装すべき項目」として要件化いたします。	●
追加(8)		資産計	固定資産税	各期納期限	●		「(固定資産税の)各期納期限」又は「(固定資産税及び都市計画税の)各期納期限」のどちらかが印字されるもの。	必須	【全団体】 固定資産税及び都市計画税の納期限は要件化しておりましたが、固定資産税のみの納期限を要件化していなかったため、要件化いたします。	
76		土地	都市計画税	更正前の課税標準額の総額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
77		土地	都市計画税	更正後の課税標準額の総額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
78		土地	都市計画税	課税標準額の総額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
79		家屋	都市計画税	更正前の課税標準額の総額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
80		家屋	都市計画税	更正後の課税標準額の総額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
81		家屋	都市計画税	課税標準額の総額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
82		資産計	都市計画税	更正前の課税標準額の総額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	

04\_固定資産税\_標準仕様書(案)帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用							実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象	
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装しなくても良い項目	備考	対応方針		理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見
		大分類	中分類	小分類						
83		資産計	都市計画税	更正後の課税標準額の総額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
84		資産計	都市計画税	課税標準額の総額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
85		家屋	都市計画税	更正前の税額の減額措置による軽減税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
86		家屋	都市計画税	更正後の税額の減額措置による軽減税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
87		家屋	都市計画税	税額の減額措置による軽減税額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
88		資産計	都市計画税	更正前の税額の減額措置による軽減税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
89		資産計	都市計画税	更正後の税額の減額措置による軽減税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
90		資産計	都市計画税	税額の減額措置による軽減税額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
91		資産計	都市計画税	更正前の減免税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
92		資産計	都市計画税	更正後の減免税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT®検討用							実装してもなくても良い項目の仕分け			
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装してもなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
93		資産計	都市計画税	減免税額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
94		資産計	都市計画税	更正前の年税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
95		資産計	都市計画税	更正後の年税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
追加(9)		資産計	都市計画税	年税額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	【全団体】 「更正前の年税額」と「更正後の年税額」の増減額が要件化されていませんでしたので、追加いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
追加(10)		資産計	都市計画税	更正前の各期税額		●		帳票を分ける	【全団体】 「更正前の年税額」を要件化していますが、「各期税額」を要件化していないため、要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
追加(12)		資産計	都市計画税	更正後の各期税額		●		帳票を分ける	【全団体】 「更正後の年税額」を要件化していますが、「各期税額」を要件化していないため、要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
追加(13)		資産計	都市計画税	各期税額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	【全団体】 「年税額の更正前後の増減額」を要件化していますが、「各期税額の増減額」を要件化していないため、要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするか「備考欄に印字する項目」とするかは、固定資産税の項目の整理に合わせます。	



04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT⑧検討用								実装してもしなくても良い項目の仕分け		
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装してもしなくても良い項目	備考	対応方針	理由・統合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
追加検討①		資産計	都市計画税	各期収納済額		●		帳票を分ける	【都市計画税を課税している団体】 「(固定資産税及び都市計画税の)各期収納済額」があれば、本項目については不要と考えますが、固定資産税と都市計画税の合計額とは別に、都市計画税について本項目が必要と考えられる場合は教えてください。 ①固定資産税と都市計画税を合わせた各期収納済額があれば、都市計画税のみの額は不要 ②固定資産税と都市計画税を合わせた各期収納済額とは別に、都市計画税のみの額が必要	●
追加検討②		資産計	都市計画税	各期差引税額		●		帳票を分ける	【都市計画税を課税している団体】 「(固定資産税及び都市計画税の)各期差引税額」があれば、本項目については不要と考えますが、固定資産税と都市計画税の合計額とは別に、都市計画税について本項目が必要と考えられる場合は教えてください。 ①固定資産税と都市計画税を合わせた各期差引税額があれば、都市計画税のみの額は不要 ②固定資産税と都市計画税を合わせた各期差引税額とは別に、都市計画税のみの額が必要	●
追加検討③		資産計	都市計画税	各期納期限		●		帳票を分ける	【都市計画税を課税している団体】 「(固定資産税及び都市計画税の)各期納期限」があれば、本項目については不要と考えますが、固定資産税と都市計画税の合計額とは別に、都市計画税について本項目が必要と考えられる場合は教えてください。 ①固定資産税と都市計画税を合わせた各期納期限があれば、都市計画税のみの各期納期限は不要 ②固定資産税と都市計画税を合わせた各期納期限とは別に、都市計画税のみの各期納期限が必要	●
96		資産計	固定資産税及び都市計画税	更正前の年税額	●			帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
97		資産計	固定資産税及び都市計画税	更正後の年税額	●			帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
98		資産計	固定資産税及び都市計画税	年税額の更正前後の増減額	●			帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
99		資産計	固定資産税及び都市計画税	更正前の各期税額	●			帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

WT®検討用							実装してもなくても良い項目の仕分け			
No	明細	表示項目			実装すべき項目	実装してもなくても良い項目	備考	対応方針	理由・総合先の項目等 ／ 事務局意見	WT対象
		大分類	中分類	小分類						
100		資産計	固定資産税及び都市計画税	更正後の各期税額	●			帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
101		資産計	固定資産税及び都市計画税	各期税額の更正前後の増減額		●		帳票を分ける	【全団体】 本帳票は、賦課額を更正した場合に納税者宛てに通知するものであるため、本項目「(固定資産税及び都市計画税の)各期税額の更正前後の増減額」が印字されることで、納税者にとって、より分かりやすい帳票になることが考えられるため、本項目を「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●
102		資産計	固定資産税及び都市計画税	各期収納済額	●		「(固定資産税の)各期収納済額」又は「(固定資産税及び都市計画税の)各期収納済額」のどちらかが印字されるもの。	帳票を分ける	【全団体】 本帳票は、賦課額を更正した場合に納税者宛てに通知するものであるため、本帳票が納税者に送達される際には、納税者が税額の一部を既に納付していることが考えられます。本項目「各期収納済額」が印字されることで、納税者にとって、より分かりやすい帳票になることが考えられるため、本項目を「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●
103		資産計	固定資産税及び都市計画税	各期差引税額	●		「(固定資産税の)各期差引税額」又は「(固定資産税及び都市計画税の)各期差引税額」のどちらかが印字されるもの。	帳票を分ける	【全団体】 本帳票は、賦課額を更正した場合に納税者宛てに通知するものであるため、本帳票が納税者に送達される際には、納税者が税額の一部を既に納付していることが考えられます。本項目「各期収納済額」が印字されることで、納税者にとって、より分かりやすい帳票になることが考えられるため、本項目を「実装すべき項目」といたしますが、よろしいでしょうか。	●
104		資産計	固定資産税及び都市計画税	各期納期限	●		「(固定資産税の)各期納期限」又は「(固定資産税及び都市計画税の)各期納期限」のどちらかが印字されるもの。	帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
105		資産計	固定資産税	更正前の区分所有分の税額	●					
106		資産計	固定資産税	更正後の区分所有分の税額	●					
107		資産計	都市計画税	更正前の区分所有分の税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
108		資産計	都市計画税	更正後の区分所有分の税額		●		帳票を分ける	都市計画税に関する印字項目を要件化した同帳票を、別途要件化いたします。 なお、別途要件化した帳票において「実装すべき項目」とするが「備考欄に印字する項目」とする場合は、固定資産税の項目の整理に合わせます。	
追加(14)		共通		備考	●			必須	本帳票において、「備考欄に印字する項目」とする項目の印字欄を確保する必要があるため、「(共通)備考」を「実装すべき項目」として追加いたします。	

04\_固定資産税\_標準仕様書(案) 帳票印字項目

業務	04_固定資産税
帳票No.	新規①
帳票名称	更正(価格・賦課)決定通知書(土地・家屋・償却資産)

No	明細	WT⑧検討用			実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	実装しなくても良い項目の仕分け		WT対象
		表示項目	大分類	中分類				小分類	対応方針	
109		償却資産			資産の所在地	●		削除	【全団体】 本帳票は更正価格を記載する帳票であるため必要性が低いと考え、削除とする方針ですが、よろしいでしょうか。	●
110		償却資産			数量	●	※償却資産の数量を記載	削除	【全団体】 本帳票は更正価格を記載する帳票であるため必要性が低いと考え、削除とする方針ですが、よろしいでしょうか。	●
追加検討②		償却資産	固定資産税		更正前の評価額			必須	【全団体】 本帳票に償却資産の更正前後の評価額、課税標準額、特例の軽減額の項目がなかったため、本項目を「実装すべき項目」追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●
追加検討②		償却資産	固定資産税		更正後の評価額			必須	【全団体】 本帳票に償却資産の更正前後の評価額、課税標準額、特例の軽減額の項目がなかったため、本項目を「実装すべき項目」追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●
追加検討②		償却資産	固定資産税		評価額の更正前後の増減額			必須	【全団体】 本帳票に償却資産の更正前後の評価額、課税標準額、特例の軽減額の項目がなかったため、本項目を「実装すべき項目」追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●
追加検討②		償却資産	固定資産税		更正前の課税標準の特例措置による軽減額			必須	【全団体】 本帳票に償却資産の更正前後の評価額、課税標準額、特例の軽減額の項目がなかったため、本項目を「実装すべき項目」追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●
追加検討②		償却資産	固定資産税		更正後の課税標準の特例措置による軽減額			必須	【全団体】 本帳票に償却資産の更正前後の評価額、課税標準額、特例の軽減額の項目がなかったため、本項目を「実装すべき項目」追加いたしますが、よろしいでしょうか。	●

## 追加認事項

No.	区分	内容
1	償却以外	<b>【全団体】</b> 建築区分とはどのようなものを指すのか教えてください。
2	償却以外	<b>【全団体】</b> APPLIC税TFから、帳票No.58名寄帳兼（補充）課税台帳における公印の印字は不要ではないかというご意見をいただいております。  他帳票では印字有無を団体が選択できることとしておりますが、本帳票においては、印字項目数が多数あるため、B4サイズやA3サイズで出力を前提としているとのことです。A4用紙での出力が必要な場合は、B4サイズやA3サイズを縮小してA4サイズにしているとのことです。その際に公印が印字されると縮尺が変わってしまうとのことです。  つきましては、本帳票の印字項目から公印を削除としたいともありますが、よろしいでしょうか。
3	償却以外	<b>【報告】</b> 帳票No.58名寄帳兼（補充）課税台帳等において、複数ページに分かれる可能性のある帳票について、2枚目からは別レイアウトでよいという整理といたします。
4	償却	<b>【全団体】</b> APPLIC税TFから、同一内容の帳票について、複数の用紙ごとに実装すべき帳票とすることをやめていただきたい（法令改正対応への対応時の工数が増となるため。）とのご意見をいただいております。 そのため、下記帳票について、汎用紙を実装すべき帳票とし、はがきを実装してもしなくても良い帳票したいと思います。よろしいでしょうか。  ・帳票No.31 償却申告案内（汎用紙）※賦課期日前の申告案内（→ 実装すべき帳票のまま） ・帳票No.32 償却申告案内（はがき）※賦課期日前の申告案内（→ 実装してもしなくても良い帳票に変更する。）